

2022（令和4）年5月27日

Salute.Lab 株式会社
代表取締役 墓谷 剛史 殿

特定適格消費者団体・適格消費者団体
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5
TEL 048-844-8972/FAX 048-829-7444

理事長 池本 誠司



再申入書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人であり、内閣総理大臣より、消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体の認定及び消費者裁判手続特例法第65条第4項の規定に基づく特定適格消費者団体の認定を受けております。

ところで、貴社は、令和3年6月25日、消費者庁より、貴社が販売していた「イオニアカードPLUS」（以下、「本件商品」といいます。）に関して、景品表示法8条第1項に基づく課徴金納付命令を受けております。

そこで、当会は、貴社に対し、上記貴社の対応につきまして、以下のとおり申入れをいたします。

つきましては、本申入れに対する回答を、2022（令和4）年6月17日までに、書面にて当会までご送付くださいますようお願いいたします。なお、本再申入書及び貴社からの回答の有無・内容等は当会において公表する旨を念のため申し添えます。

記

当会からの2022（令和4）年2月25日付け申入れに対して、貴社から令和4年3月16日付け回答書をいただいております。

そして、同回答書におきましても、貴社は、「第三者機関において実証実験を行った」としつつ、前回の回答書と同様に、債務不履行に関して、「必要な説明を行っていた」、「各消費者の主観的な事情を含めた個別の事情を総合考慮して判断されるもの」との主張をされております。

しかしながら、貴社は、オンラインによる通信販売によって消費者に販売していたものであり、かつ、当該オンラインにおける広告画面に対して、消費者庁が、その表

示内容に関する「当該資料は、当該表示の裏付けとある合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。」、さらには、打ち消し表示についても、一般消費者が貴社の広告表示から受ける「本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。」として、貴社に対して、措置命令を課しているものです。

この点、(①) 貴社の主張されております第三者機関における実証実験の結果というのは、消費者庁に示されたのでしょうか。示された上で、消費者庁は、「当該表示の裏付けとある合理的な根拠を示すものであるとは認められない」と判断されたということでしょうか。

また、(②) 仮に、貴社が、個別に消費者ごとに、かかる広告表示以外の方法において、何かしら補足の説明をしていたというのであれば、かかる内容をご説明ください。

さらに、(③) 措置命令においては、貴社の広告表示が、「景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。」とされていますが、貴社においては、どのような方法により、周知徹底されたましたでしょうか。

同様に、(④) 措置命令において、「今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記（2）アの表示と同様の表示を行わないこと。」ともされていますが、貴社は、現在も、下記URLにて、「PM2.5 98.2%除去」、「スギ花粉89.3%除去」などの表示（円グラフ）をされていますが、これらは措置命令後の新しい実証実験結果ということでしょうか。

<https://ion-e-air.jp/product/card/>

また、(⑤) 同表示の下に、下記のような表示がありますが、かかる表示にて、消費者が過大な効果を期待しなくなるとお考えでしょうか。

※60L ボックス内での試験結果であり、実使用空間での実証試験ではありません。

※ヒノキ花粉は旧モデル「イオニアカード」での試験結果となります。

※本実験結果は限られた空間におけるものであり、使用環境・使用状況によっては本実験結果と同等の作用が起こらない可能性がございます。

その他、(⑥) 各所（メカニズムの説明など）に下記のような表示がありますが、標準的な使用方法・環境においては、十分な効果があるということを前提にしているという理解でよろしいでしょうか。また、その場合、貴社が考えている標準的な使用方法・環境とはいかななるものでしょうか。

※すべてのニオイ・菌・花粉・アレル物質・PM2.5に効果があるわけではありません。

※本製品は空気の清浄効果を保証するものではありません。

※使用環境・使用状況によっては、イオンの作用が十分に発揮されない場合がございます。

※使用箇所・使用状況によっては持続力が異なります。

※使用状況によっては十分な効果が得られない場合があります。

つきましては、あらためて貴社のサイト上における案内、及び、連絡先を把握している購入者に対する返金対応等の案内をしていただきたく、申入れをさせていただきますとともに、貴社が、従前のお問い合わせ内容に関してご回答いただけないとのことですので、上記の①乃至⑥について、ご回答ください。

以 上

《本件に関する問合せ先》

特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

事務局 加藤

TEL : 048-844-8972 / FAX : 048-829-7444